

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和8年3月3日 開会時間・午前・午後01時41分 閉会時間・午前・午後02時50分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽島市議会ハラスメント条例について</li> <li>・羽島市議会会議規則の改正について</li> <li>・羽島市議会サイバーセキュリティを確保するための方針について</li> <li>・議会基本条例の達成状況に関する評価・点検について</li> <li>・議会改革特別委員会中間報告について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午後 1 時 41 分】

後藤國弘議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。川柳議員からは欠席の連絡を受けております。会議に先立ちまして、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

後藤國弘議長

傍聴を許可いたします。まず、羽島市議会ハラスメント防止条例について、議会運営委員会より報告願います。

南谷佳寛議会運営委員長

議会運営委員会では、羽島市議会ハラスメント防止条例の制定に向けまして協議を重ねてまいりました。お手元に配付してあります条例案のとおり提案したいと考えております。羽島市議会ハラスメント防止条例につきましては、6月20日に全員協議会で協議をいただき、議員各位の意見や執行部の条例案との整合性などを考慮いたしました。そして、理念に関する記述の追加、修正、削除や、その他必要な修正を行いました。この条例案につきましては、ご了承を得られれば、定例会最終日に発議する方向で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

後藤國弘議長

事務局から補足説明をお願いします。

議会総務課員

それでは、羽島市議会ハラスメント防止条例案をご覧ください。12月に全員協議会でご承認いただいた案から、条例の内容の審査を行いました。また、執行部側の条例が示されましたので、そちらを参考に若干の修正を行いました。修正箇所はこの資料の赤字になっている部分です。基本的には執行部の条例と齟齬が生じないような修正としたものであり、内容についての大きな変更はございません。

変更箇所として、1ページ目の第2条第4号に「派遣労働者」という定義を新設いたしました。こちらは総合受付や庁舎の掃除を行っている方々が該当いたします。

執行部条例では、元々派遣労働者が定義されておりました。仮に議員がそういった方々に対してハラスメントを行った場合、派遣労働者はまず執行部側の条例で相談をいたします。その後、市長から議長に対して、議会側の条例で適切に対応するように依頼があり、議会側の条例にその案件が移るといった形になります。

	<p>しかし、議会側の条例でこの派遣労働者を定義しておかないと、議会側の条例に移ったところでそのハラスメントについて審議ができないという齟齬が生じます。そのため、追加させていただいたものになります。</p> <p>その他の赤字部分は、全て条例上の書き方の修正であったり、その他執行部条例と齟齬が生じないように修正したものですので、説明は割愛させていただきます。</p>
後藤國弘議長	<p>ただいまの報告について、何かご意見等はございますか。</p>
藤川議員	<p>修正内容についてお尋ねしてよいか分かりませんが、議長が相談窓口を設置するというルールになっていまして、相談窓口と相談員を選任することが第7条に書かれています。この相談窓口が議会事務局であることは承知いたしました。この相談員の選任というのはどのような形になるのでしょうか。事務局の職員が担当するという認識でよいのかどうか、確認させてください。</p>
議会総務課員	<p>この後、3月中旬の議会運営委員会におきまして、このハラスメント条例に書ききれないようなことを記載した施行規程の検討をしていただく予定です。そちらに、相談員の具体的な内容を記載させていただきます。そこでは、現在のところ、議会事務局長、議会総務課長、議会総務課長補佐の3名が選任されることを想定しております。</p>
後藤國弘議長	<p>そのほか、何かございますか。</p>
佐藤議員	<p>施行期日の関係で確認したいことがございます。この附則を見ますと、4月1日から施行すると書いてあります。そして、先ほどのお話ですと、6月議会に提案するというお話もあった気がいたします。どのようなスケジュールをイメージすればよろしいでしょうか。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>先ほどの6月というのは、去年の6月のことです。去年の6月に協議していただいたという意味です。</p>
後藤國弘議長	<p>そのほか、よろしいでしょうか。</p>
	<p>[発言する者なし]</p>
後藤國弘議長	<p>では、このように進めたいと思います。続きまして、羽</p>

南谷佳寛議会運営委員長	<p>島市議会会議規則の改正について、議会運営委員会から報告願います。</p> <p>議会運営委員会では、市議会会議規則の一部を改正する規則について協議し、お手元の改正案のとおりに提案したいと考えております。改正の主な内容は、会議録署名議員の指名について、現行の2人から2人以上に改正し、3人の指名が可能とするものです。この条例案につきましては、ご了承を得られれば、定例会最終日に発議する方向で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
後藤國弘議長	<p>ただいまの報告について、何かご質問等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘議長	<p>では、このように進めたいと思います。続きまして、羽島市議会サイバーセキュリティを確保するための基本方針について、議会運営委員会から報告願います。</p>
南谷佳寛議会運営委員長	<p>議会運営委員会では、羽島市議会サイバーセキュリティを確保するための基本方針について協議し、お手元の方針案のとおりに提案したいと考えております。これは、地方自治法の改正に伴い、令和8年4月1日から、議会においてもサイバーセキュリティに関する方針を策定し、公表することが義務化されたことによるものです。</p> <p>既にこの指針を網羅した情報セキュリティポリシーを定めている執行部側のものを参考にして作成したものです。</p> <p>なお、ご了承をいただければ、国が定めた公表期限である4月1日までにホームページに公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
後藤國弘議長	<p>事務局から補足説明をお願いします。</p>
議会総務課員	<p>羽島市議会サイバーセキュリティを確保するための基本方針という資料をご覧ください。1ページ目から4ページ目までは国が作成した概要資料になりまして、こちらに沿ってご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1ページ目をご覧ください。これまでの地方公共団体における情報セキュリティ対策は、総務省が示したガイドラインに基づいて、各地方公共団体が独自の情報セキュリティポリシーを自主的に作成してまいりました。しか</p>

し、今後ますます自治体行政の電子化が進展していくことが想定される中で、より一層の情報セキュリティ対策の徹底を図るために地方自治法が改正されました。これにより、令和8年4月1日からはサイバーセキュリティに関する方針を策定し、市のホームページに公表することが義務化されました。

3 ページ目をご覧ください。「1. 策定の主体」にありますとおり、これまでは執行部だけがセキュリティポリシーを自主的に作成していましたが、議会もこの義務化された方針の策定対象となっております。4 ページ目をご覧ください。「3. 自治法上の方針に規定すべき項目」ということで、こちらに記載がある1から9までの項目を全て網羅した方針を策定するように、総務省から指針が示されております。

この指針に従い、また、執行部側では既にこの指針を網羅した情報セキュリティポリシーを定めておりますので、そちらを参考にして、この資料の5 ページ目から8 ページ目に記載があるように基本方針案を策定いたしました。

なお、赤字になっている部分が執行部のポリシーから書き換えたものであり、それ以外はそのままでの内容となっております。この方針で問題がなければ、本日から定例会最後の全員協議会でご承認いただき、4月1日の公表期限までに市のホームページで公表したいと考えております。

今回の基本方針を策定しましたら、その方針に沿った具体的な対策基準や実施手順等を翌年度以降に策定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

後藤國弘議長

ただいまの報告について、何かご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

後藤國弘議長

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

後藤國弘議長

では、このように進めたいと思います。続きまして、議会基本条例の達成状況に関する評価・点検について、議会運営委員会から報告願います。

南谷佳寛議会運営委員長

議会運営委員会では、市議会基本条例の達成状況に関する評価・点検について、全議員から提出いただきました検

<p>後藤國弘議長</p>	<p>証結果を集計いたしました。そして、市議会としての取りまとめを協議し、お手元に配付いたしました総括表のとおりにまとめました。</p> <p>総括表は各議員の採点を取りまとめた評価と、自由記述欄への記述を列記しております。併せて、評価コメント欄には、市議会としての総括及び今後の課題や取り組んでいくことについての考え方を挙げております。</p> <p>なお、ご了承がいただけましたら、自由記述欄を除いた別添資料にあります「公表用」のものをホームページで公表したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの報告について、何かご意見等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
<p>後藤國弘議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>後藤國弘議長</p>	<p>では、このように進めたいと思います。続きまして、議会改革特別委員会中間報告について、議会改革特別委員会から報告願います。</p>
<p>安藤議会改革特別委員長</p>	<p>議会改革特別委員会は、令和7年5月から現在まで計9回開催し、議会機能の充実強化や活性化など、議会改革について協議を重ねてまいりました。その主な内容と結果をご報告いたします。お手元に配付いたしました検討事項の取りまとめの資料をご覧ください。</p> <p>前委員会からの継続事項では、一般質問における執行部との調整時間の確保を図るため、一般質問要旨通告書の提出を早めました。これにより、調整時間や内容のチェック時間が増えています。</p> <p>なお、オンラインによる委員会開催の試行や、質問通告書、議員提出議案、会議録などのデジタル化については、一部で実施していますが、完全に移行できていないのが現状です。今後はタブレットなどを使用して課題等の協議を進めていく必要があります。</p> <p>次に、今委員会での検討事項については、議案詳細説明会の録音音声の提供を令和7年9月定例会から実施いたしました。また、一般質問要旨通告書について、質問内容を分かりやすくするため、様式を大幅に変更し、今定例会か</p>

ら実施しています。

さらに、委員会活動報告書への意見交換会の総括や行政視察の報告、市への提言の項目を追加し、所属委員の意見を掲載する項目も追加しています。

次に、広く改革事項を募るため、執行部からの提案を募集し、いくつかの提案を検討いたしました。一般質問の質疑応答の方式については、完全な一問一答方式へ変更いたしました。また、議員提出事件に対する質問権についても指針を定め、いずれも今定例会から実施しています。

さらに、追加提出される議案に対する精読や質疑事項の調整などの準備時間を確保するため、可能な限り議案提出期日前に追加議案の議事運営を協議する議会運営委員会を開催し、終了後、即座に議案を全議員に配付することに変更いたしました。

実施済みの改革事項については、実施後の状況などからさらに改革の必要がある場合には再度検討を行い、市民の信頼と活力ある議会を構築するために取り組んでまいります。また、常任委員会などの委員任期2年の試行を踏まえ、未実施事項である正副議長の任期を2年とする検討及び主権者教育の推進の検討については、今後可能な限り早い段階で協議を進めていきたいと考えております。以上、委員会での検討事項として協議いたしました結果です。

ただいまの報告について、何かご意見等はございますか。

後藤國弘議長

今定例会から一般質問や議案質疑の様式が変わったと思います。今回実施してみて、書式の改善点なども出てくると思いますので、実際に使用した結果を踏まえて、6月に向けてバージョンアップしたものを作成していただきたいと要望いたします。

河崎議員

主権者教育の推進の検討とは、具体的にどのような意味なのでしょう。

佐藤議員

主権者教育とは、これから主権者となっていく生徒や児童に対して、選挙制度のあり方などを教育していく場を作っていくということです。

安藤議会改革特別委員長

議会改革については担当委員会で一生懸命取り組んでいただいております。私自身が改革項目を提案していない中で恐縮ですが、議会改革の動きを見ていると、議員の取組

近藤議員

も重要ですが、本来の議会として、行政、市長に対して多様な議論ができる場を設けるとか。例えば、全員協議会が最近十分に機能していないように思います。全員協議会の場で、現在大きな課題となっている多額の費用を要している羽島市民病院やごみの問題などについて、もっと議論を深めるべきです。特に病院は危機的状況にあります。

予算決算特別委員会の際に個人的に質問すればよいという話ではなく、議会として行政と意見を出し合う場が不足していると思います。検討項目も大切ですが、本来の議会のあり方に重点を移す必要があるという意見です。方向性が少し違ってきているように感じています。

豊島議員

議会改革特別委員会において、計9回にわたり熱心にご検討されたところのご報告をいただきました。2点お伺いいたします。1点目は、先ほどの河崎議員の発言にも関連しますが、今定例会からの一般質問や議案質疑の様式変更についてです。資料を拝見すると協議済みとなっておりますが、一括方式、分割方式、一問一答方式などについて、他市議会や県議会を含めて、どのような検討、研究をされたのか、その経緯についてお尋ねします。

2点目は主権者教育についてです。以前にも申し上げましたが、先進地を視察した際、議会改革特別委員会ではなく、広報広聴委員会が所管しているケースが見受けられました。以上の2点について、協議された内容をお聞かせください。

藤川議会改革特別委員

議会改革特別委員会の委員としてできる限りお話ししたいと思います。まず、一般質問の一問一答方式の導入についてどのような議論があったのかご説明します。完全一問一答方式を導入する案、元々羽島市議会で行っていた変則型の一問一答方式を維持する案、そして最初に全て質問して再質問を行わない案など、複数の選択肢を検討しました。

その中で、傍聴者や市民にとってどのやり方が最も分かりやすいかを議論し、完全一問一答方式が一番分かりやすいのではないかという意見でまとまりました。これを全員協議会で皆様にお諮りし、今定例会から実施することになりました。

また、通告書の様式についても今回から新しい様式が導入されました。これに関しても委員会で複数の案が出され、元のままがいいという意見や、変更するにしても別の案がいいという意見など様々な議論がありました。最終的に、

	<p>委員会で出た意見を取り入れて修正したものになっております。</p> <p>実際に運用してみて分かることもあるため、今回で協議済みとして終わりにするのではなく、今後も皆様の意見を聞きながら、よりよい方向を模索していくべきだという意見も委員会内で出ました。</p>
後藤國弘議長	<p>12月の全員協議会の際に、様々な方式を提案し、皆様で議論したと記憶しております。</p>
豊島議員	<p>1点目については、藤川委員からのご説明で理解いたしました。聞き違いかもしれませんが、まだ協議中であり、今後も検討を続けていくという解釈をしております。</p>
後藤國弘議長	<p>2点目の主権者教育については、おそらく協議は議会改革特別委員会で行い、実際の運用は広報広聴委員会などが担当することになると思います。</p>
豊島議員	<p>議長から議会改革特別委員会でそのような方向だというお話がありましたので、了解いたしました。</p>
佐藤議員	<p>一般質問は一問一答方式が導入されましたが、議案の質疑は従来どおりという理解でよろしいでしょうか。</p>
後藤國弘議長	<p>今回は一般質問の方式の変更であり、議案質疑についてはまだ協議しておりません。</p>
佐藤議員	<p>議案質疑の関係ですが、例えば3つの議案について質疑を行いたい場合、質疑の原稿が3つにまたがることになり、一問一答方式ではないため聞いている側からすると分かりにくいと感じます。そのため、議案質疑についても、一括して聞くのではなく、議案ごとに個別に質疑をしたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。今後もこの様式を続けるのであれば、そのような方式にしたほうが良いと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>議案質疑に関してはまだ検討しておりませんので、ご意見として承っておきます。</p>
堀議員	<p>昨日も議会改革特別委員会で申し上げましたが、12番目の項目に反論権と記載されています。私は反問権と反論権</p>

	<p>は異なる概念であると考えています。これまでは反問権という名称を使用してきたと思いますが、ここでは反論権となっています。私の調べた限りでは両者は異なるため、議会改革特別委員会で十分に審議されていないのではないかと懸念しております。</p> <p>また、一般質問要旨通告書の様式についても、提出された議員の間でも捉え方が異なっているように感じます。</p>
後藤國弘議長	<p>反論権と一般質問、どちらのことですか。</p>
堀議員	<p>一般質問について、今回は記述スペースが広くとられていましたが、これまでは1行程度しかありませんでした。反論権と反問権の違い、そして一般質問の様式について、もう少し検討の余地をとってくださいということです。</p>
後藤國弘議長	<p>反論権については、議会改革特別委員会、議会運営委員会、そして全員協議会で議論を重ねました。名称についての議論はありましたが、執行部側が議員提案の議案に対して市が見解を聞くことができる仕組みとして決着していると認識しております。</p> <p>また、一般質問要旨通告書の様式に関しても、全員協議会で決定し、今回この方法で実施いたしました。実施後の検証は、後ほど議会改革特別委員会で行っていただければいいと思います。まずは現在の様式に沿って進めていただきたいと考えております。</p>
佐藤議員	<p>委員会質疑の様式についてですが、これまでと比べて作成する書類の量が非常に多くなり、大きな負担となっています。Wordファイルに入力する形式ではなく、クラウドシステムを利用したGoogleフォームの活用など、クラウドを活用した通告のあり方もぜひ検討していただきたいと思います。現状のやり方は非常に大変だと感じています。</p>
後藤國弘議長	<p>ご意見として承っておきます。そのほかに何かございますか。</p>
	<p>[発言する者なし]</p>
後藤國弘議長	<p>その他として、12月定例会の一般質問における発言について、議会運営委員会から報告願います。</p>

南谷佳寛 議会運営委員長

議会運営委員会では、令和7年12月定例会における粟津議員の一般質問について協議いたしました。粟津議員は、執行部からの反問に対し、総務省及び県担当者との面談や連絡内容を根拠とし、その資料を提出する旨の発言を行いました。その後、備忘録が提出されましたが、提出された備忘録には面談または電話連絡を行った担当者名の記載がなく、担当部署の特定につながる具体的な記載も示されていませんでした。そのため、発言内容を客観的に検証し得る内容とは認められませんでした。

粟津議員の発言の根拠として提出された資料について協議し、その結果を報告します。委員会では、提出された資料に「いつ、どこで、誰が、何を」といった詳細が記載されていなかったことから、次のような意見が出されました。

「何度も同じことが起きており、日数が経過しているため懲罰委員会に諮問できないのであれば、議長から厳重な注意文書を出し、今後このようなことがないようにしていただきたい」、「このような聞き取りは公務であるため、資料が出せないというのであれば、それは公文書でも公式発言でもない」、「議場での発言に対し、粟津委員に撤回を求め」、「議場で話したことの結論が誰にも見えない状態で終わってしまうのではないか」、「議会という場で根拠を示すと発言しながら示せなかったという事態に対し、その経過や事実を議場やホームページなどで公表すべきだ」などの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、結果として、今後、総務省や県から聞いたということ根拠として質問される場合は、根拠が示されていないため、そのような質問は行わないよう注意し、やめさせる方向で進めていくこととなりました。さらに、文書による厳重注意を行うことに決定いたしました。以上が議会運営委員会の協議結果となります。

後藤國弘 議長

ただいまの報告に対して、何かご意見等はございますか。

近藤議員

我々議員は様々な人と相談し、例えば県職員などと相談して一般質問で取り上げるわけです。その際、相手側の名前を公の場で出すことはできません。様々な信頼関係もありますし、例えば県の土木職員と面会したとしても、その名前を公の場では言えません。確認したいのですが、議会運営委員会で協議されたのでしょうか。誰がその文章を作成したのでしょうか、そのような細かいことを丁寧に。

南谷佳寛議会運営委員長	<p>議論をまとめただけです。</p>
藤川議員	<p>私は議会運営委員会の委員ではないですが、当時の委員会は傍聴しておりました。会期や議案に関する話だけを聞いてその後退席したため、どのような議論があったのかは存じ上げません。資料について協議したというお話ですが、その点も私にはよく分かりません。おそらく12月定例会の話をしているのだと思いますが、確かに粟津議員は反問を受けた際に、本会議場で証拠を出すという趣旨の発言をされていたと思います。本会議場で発言されている以上、やはり資料を提出しなければ最終的に答えていないこととなりますし、先ほど近藤議員が言われたように、本会議場で説明しなければならない話になってきます。それが筋であると思います。ただ、申し訳ありませんが、私にはどのような資料が提出され、どのような話し合いが行われていたのかが分かりません。もしこの全員協議会の場で話をするのであれば、全議員がしっかりと理解できる状態にしてからお話しいただきたいと思います。</p>
野口議員	<p>近藤議員が発言され、野次も飛ばされましたが、まずは議会運営委員会ですっきりと議論をさせていただきました。先ほど委員長からお話があったとおりであり、何も間違いはございませんし、委員長がいい加減な報告をしているわけでもありません。「その場でやらなければいけないのではないか」という野次がありました。粟津議員からは資料がいつ頃提出されたのでしょうか。議長の名前が間違っている文書でしたが、粟津議員が示されたものがあるはずです。</p>
野口議員	<p>〔「1月15日だったと思います」と呼ぶ者あり〕</p> <p>提出したタイミングがその日なのに、どのように対応するというのでしょうか。提出すると12月定例会で明言しておきながら、実際に提出してきたのは1月になってからです。それに対して、12月定例会の中でどのように対応できたというのでしょうか。</p>
後藤國弘議長	<p>12月定例会において、副市長の反問権の中で、根拠をお聞きしたいという趣旨の反問がありました。粟津議員はその場で、「今は名刺を持っていないので分からない」という</p>

粟津議員	<p>ようなご答弁をされ、「出せと言うのであれば後から出します」とお話しされたため、その提出を待っていたわけです。そして、1月15日に提出された資料につきましては、先ほどの委員長報告のとおり、宛先もなく、誰からのものという記載もなく、根拠も示されていませんでした。当然、名刺も提出されていなかったため、これは根拠としては扱えないという議会運営委員会の結論となりました。そのような経緯でございます。</p> <p>私は、相手の名前を言って、再度、執行部が質問に行くことについて懸念しています。執行部の質問の仕方が、私が聞いたことと違う質問をすれば、相手からは違う答えが返ってきてしまいます。だからこそ、一緒に行って私の目の前で聞いてほしいということで、あえて名前を伏せているのです。決して隠しているわけではありません。今までもそのような誤解を招く対応をされてきているため、私は慎重に発言したまでです。ただそれだけのことです。</p>
後藤國弘議長	<p>そういうことではなく、本会議の場で提出すると言った資料が提出できなかったという事実について、議会運営委員会で協議していただいたということです。</p>
河崎議員	<p>少し整理しなければならない点があると思います。今回、この件について議場で反問権が行使され、会議録にも残っていると思います。しかし、その回答が確認できないというのが現状ではないでしょうか。よく言われる「開かれた議会」という理念に逆行しているのではないかと感じています。ですので、今回の結果については、改めて議場で説明をするのか、あるいはホームページで公開するのか、方法は分かりませんが、何らかの形で回答を出さなければならないと考えます。また、今回の反問権に対する対応という手続きの話と、内容の精査は別の問題ですので、そこを混同しないように議論されたほうが良いと思います。</p>
野口議員	<p>提出すると言った資料が粟津議員から提出されましたが、宛先の議長の名前が間違っており、文体も体裁も整っていない状態でした。そのため、議会運営委員会として受け取れるような文章ではありませんでした。一度、皆様にも見ていただきたいのですが、粟津議員、お見せしてもよろしいでしょうか。</p>

粟津議員	<p>受け取らないということで終わったじゃないか。何がいけないのか。</p>
野口議員	<p>本会議場で示すと言ったにもかかわらず、実際には示していないではないですか。それについて、どのように対応するおつもりですか。</p> <p>〔「先ほど誤解を招くといけないと言ったとおり」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川議員	<p>先ほど申し上げたことをもう一度言わせてください。議会運営委員会の協議内容も聞いていない中でこのようなことを申し上げるのはおこがましいのですが、議会運営委員会での経緯や、どのような資料に基づいて話し合いがなされたのかが分かりません。先ほど粟津議員も発言されており、確かに12月定例会で市長に対して、一緒に総務省に行きましようといった趣旨のことをおっしゃっていたなど思い出しておりますが、いまいちどのような話になっているのかが読み取れません。もしその資料などがあるのなら、全議員に見せていただいて、どのような話だったのか、あるいは会議録はどうなっていたのかなど、そのあたりを確認したいと考えております。</p>
議会総務課長	<p>個人情報のお話が出てまいりましたので、その点について一つ整理させていただきます。総務省や県、あるいは市の職員が公務として、職務上の立場で回答した場合には、その氏名は職務遂行に関する情報となります。そのため、原則として公開されるという形で運用されております。したがって、通常は保護すべき個人情報には該当しないということであり、この点については羽島市の顧問弁護士にも確認したことがございます。法的にも個人情報には当たりません。</p> <p>〔「それなら出せば終わりではないか」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>藤川議員、どういった資料が必要でしょうか。</p>
藤川議員	<p>今、議会運営委員会で話し合われたことをこの全員協議会の場で報告され、全議員に対してご案内いただいている状態です。これが単なる報告であり、それで終わりという話であれば構わないのですが、議会運営委員会で話し合わ</p>

	<p>れた際の資料を、委員以外のメンバーは見えていないと思います。そのため、私と同じように議会運営委員会のメンバーではない方は、何の話か分からないまま聞いている状況だと思っています。全員協議会で報告されるのであれば、分からないままでは話についていけませんので、少なくとも議会運営委員会で話し合った際の資料があれば、内容を整理できるのではないかと思います。</p> <p>〔「議長が嚴重注意文書を私に出したのだから、それで終わりではないか」と呼ぶ者あり〕</p>
野口議員	<p>栗津議員はそれを受け取られたんですか。</p>
栗津議員	<p>受け取ったということになっている。それで終わった。</p> <p>〔「受け取られましたが、終わってはいません」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「どういうことだ、それなら嚴重注意をしてはいけないだろう」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>今回の話は、反問権が行使され、それに対して議場で資料を後から提出すると明言したにもかかわらず、提出できなかったという事実に関するものです。この点が問題であったため、議会運営委員会にお諮りし、対応させていただいたということです。</p> <p>〔「それで議長が嚴重注意して終わったということだろう」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>栗津議員、提出できなかった理由を説明できますか。先ほどおっしゃった理由でしょうか。</p> <p>〔「先ほども言ったし、提出した文書にも理由は書いてある」と呼ぶ者あり〕</p>
野口議員	<p>まずは示せばよいのではないのでしょうか。どこに行ったのか、法律上も問題ないのですから示せるはず。「今は名刺を持っていない」と言いつつも、本会議場できちんと提出すると約束されたのですから、しっかりと示すべきです。とりあえず示していただきたいです。</p>

	<p>〔「示せば聞きに行かないのか、それを議長が確約するならいいけれど」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	議長がそのような確約をできるわけがありません。
藤川議員	<p>発端は12月定例会での反問権にあり、その際に提出すると約束した資料が提出されていない、少なくとも執行部側にはまだ回答されていない状態だと認識しております。議場という公開の場でのやり取りですので、提出すると明言したのであれば、議場において発言なり提出なりをするのが筋ではないかと考えます。</p> <p>議場での発言について、皆様も通告書を書かれたことがあると思いますが、一般質問や討論の通告書のほかに、一身上の発言を選べる欄もあったと思います。これは議会の手続きに関わることで、どのような形がふさわしいかは議長の議事進行の判断になると思います。しかし、何らかの形で栗津議員には議場において、執行部や傍聴者に対しても説明する機会を設けたほうがよいのではないかと思います。</p>
栗津議員	<p>私は議長から注意文書を受け取ったんだから、それでこの件は一件落着ではないのか。既に終わっている話じゃないの。何のために文書を受け取ったの。議長室で議長が読み上げたじゃないか。話を蒸し返すのであれば、その文書を撤回してもらわないと。</p>
	<p>〔「厳重注意文書とはどのような文書なのですか」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>文書を公開しましょうか。私からの厳重注意の文書はお見せできると思います。紙ベースで用意してください。</p>
	<p>〔議長から栗津議員に対する厳重注意文書を配付〕</p>
野口議員	<p>12月定例会の本会議場において、栗津議員は提出すると明言したにもかかわらず提出しなかったのですよね。それに対して、議長として文書を発出されたわけです。それならば、本会議場で、議長から注意を行ったという事実を報告すればよいのではないのでしょうか。議場で栗津議員が証拠を示すと言ったにもかかわらず、結局のところ示されて</p>

南谷清司議員	<p>いないわけです。本会議場では示すと言ったままになっていきますので、議長が栗津議員に対して注意を行いましたと、本会議場で報告すれば済むことではないでしょうか。</p> <p>12月定例会の会議録がまだ公開されていないため、どのような内容が話されたのかが分かりませんが、この嚴重注意の文書だけを単純に読めば、「発言内容を客観的に検証し得る内容とは認められませんでした」という事実が記載されています。そして「信頼及び品位を損なう恐れがあります」と続き、それゆえに嚴重注意をするという内容です。つまり、客観的に検証し得る内容がないため、そのような発言をしてはいけないと注意しているだけであり、事後処理については何も触れられていません。事後処理について何も記載されていないということは、これをもって解決したと判断することは通常できないということになります。</p>
後藤國弘議長	<p>議会運営委員会の意見でも出ましたが、本会議で行われた出来事ですので、本会議できちんと決着をつけたほうがいいという意見が多くありました。それが筋ではないかということで、この全員協議会にお諮りしております。</p>
近藤議員	<p>この文書は議長が書かれたのですよね。「嚴重注意します」と記載されており、これで終わっているのではないのでしょうか。これ以上、何があるの。</p>
南谷清司議員	<p>終わってはいません。事後処理について何の指示も提案もなされておらず、その点が整理されて初めて一件落着となります。この文書は、正しく検証し得る内容に基づいて発言しなさい、そうしなかったから注意しますと言っているだけであり、論理的には終わっていないという判断になると思います。</p>
原議員	<p>本会議場で起きている出来事です。本会議場において、例えば不用意な発言や間違った発言をした場合は、皆様も本会議場でしっかりと謝罪をして訂正を行っています。したがって、本会議場で起きたことである以上、本会議場でしっかりと説明をしていただく必要があると考えます。</p>
南谷佳寛議員	<p>この文書の最後にも「何とぞご理解の上適切な対応をお願いいたします」と記載されているとおおり、きちんと答えてくださいということをお求めている内容だと思います。</p>

堀議員	<p>最後の部分の「何とぞご理解の上」についてですが、理解するのは栗津議員で、「適切な対応をお願いします」と続いています。これは依頼文書ですので、その依頼に応えるかどうか、つまり何が適切な対応であるかについては、栗津議員がこれをもって適切な対応だと判断されたのであれば、栗津議員の行動をもって終わりになります。周囲の者が後から口出しをすることまで求めているものではないと思います。</p>
藤川議員	<p>周囲の者が口出しをするべきではないという話ではありません。公開の場において証拠を提出すると発言し、反問権という制度の中で答えたのに出さないのが問題なんです。例えば、逆の立場で執行部が「資料を提出します」と答弁したにもかかわらず提出しなかった場合、どう思いますか。逆の立場であれば、執行部に対して「なぜ提出しないのか」と追及するはずです。本会議場で約束したことを守らないということは、信頼を損ねる行為になります。栗津議員の名誉と信頼を守るためにも、何らかの形で本会議場において証拠となるものを提出すべきだと思います。そうしなければ、栗津議員の信頼が損なわれてしまいます。私としては、先ほど堀議員がおっしゃったような解釈ではないと思いますので、適切な対応を取るべきだと考えます。</p>
堀議員	<p>「適切な対応をお願いします」と依頼しているわけです。栗津議員宛てに出している文書ですので、栗津議員にお願いをしているのです。議場で対応すべきといったことまでは規定されていません。したがって、今この全員協議会の場で、議場で提出しろとか謝罪しろといった話が出てきていますが、この文書が出された段階で一応は終わっている話です。ですので、栗津議員の判断に基づく対応でよいと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>勘違いしないでください。「お願い」といっても、何かを懇願しているわけではありません。これはあくまで注意文書です。ご理解ください。</p>
南谷清司議員	<p>一般的に、嚴重注意の文書の中に「適切な対応をお願いします」とあり、適切な対応がなされなかった場合には、次に明確な指示が出されるのが当然です。その指示の内容が議会運営委員会で議論されたのだと私は理解してお</p>

粟津議員	<p>りますし、そのように理解するのが普通ではないでしょうか。</p> <p>この文書を受け取る際、議長から「今後は気をつけなさい。これで一件落着だから受け取っておきなさい」という趣旨で渡されたとは私は認識しております。</p> <p>〔「受け取らなかったのではないか」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「受け取ったと言っているだろう」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>経緯を申し上げますと、最初は受け取っていただけませんでした。「そんなものは要らない」と言われ、私の手からは受け取っていただけませんでした。その後、事務局が半ば押し付けるような形で会派室に置いてきたという経緯になっております。そのことは別として、これは議場で起きた問題ですので、議場で解決すべきではないかというご意見があり、私自身もそのように進めていきたいと考えております。</p> <p>〔「では何のためにこの嚴重注意文書を出したのか、撤回しないといけない」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川議員	<p>今、粟津議員が撤回しろというようなことをおっしゃいましたが、この嚴重注意文書は、粟津議員が証拠を出すと約束し、その後資料を提出されたことに対するものです。</p> <p>〔発言を遮る者あり〕</p>
藤川議員	<p>発言中ですので、静かにしていただけますか。提出された文書が、発言内容を客観的に検証し得る内容とは認められなかったため、これでは議会の品位を損なう恐れがあるという注意を行ったものです。「適切な対応をしてください」という部分はこれからの話になります。今後の対応を、粟津議員自身が適切に取られるべきであると考えます。</p>
堀議員	<p>文書を渡した際に、「議場で一言謝罪してください」といった条件があったのなら分かりますが、議場で対応するという設定はされていません。粟津議員が議長から直接受け取らなかった、あるいは事務局から受け取ったといった経緯はあるにせよ、一応は受け取っているわけです。そして、</p>

	<p>文書には「お願い」と記載されているだけで、具体的な指示は書かれていません。「お願いします」という言葉だけなのです。</p>
後藤國弘議長	<p>何度も申し上げますが、お願いではありません。これは注意です。ご理解ください。</p>
野口議員	<p>議長が栗津議員に対して文書を出されたわけです。議会としての対応は、議長が本会議場において「このような対応を行いました」と報告すれば済むことではないでしょうか。私はそのように思います。ただそれだけの話ではありませんか。</p>
後藤國弘議長	<p>この件に関しましては、議会としてどのように対応するか、この後、議会運営委員会を開き、本会議での対応を決定したいと思います。これ以上議論を続けても平行線となりますので、ここまでにしたいと思います。</p>
山田議員	<p>今のお話を伺っていると、この文書は議長が発出されていますよね。この文書そのものは、議長ご自身の考えでお出しになったのでしょうか。</p>
後藤國弘議長	<p>もちろんです。</p>
山田議員	<p>確かに議会運営委員会は議長の諮問機関ですので、意見を求めること自体は問題ありません。しかし、これは議長がご自身の判断で発出されたものです。私も読ませただきましたが、「適切な対応をお願いします」など色々と書かれています。この文書を出されたことについては、最終的に「今後このようなことがないようにしてください」という趣旨であると理解しております。ですので、通常であればこれで終わりになると思います。</p> <p>私が議長のとくも様々なことがありましたが、私は文書ではなく口頭で注意を行いました。そして、そのように注意をしたと報告して、それで終わらせていました。結果としてそのような事態が起きたことは、やはり該当の議員に非があったということになります。そのため口頭注意をしたわけですが、今回この文書を拝見する限り、議長が文書が発出された時点で、私の経験上はこれで完結していると理解いたします。</p>

後藤國弘議長	承りました。よろしいでしょうか。  〔発言する者なし〕
後藤國弘議長	全員協議会を閉会いたします。この後、議員間討議がございますので、よろしくお願いいたします。  【閉会＝午後 2 時 50 分】